

令和元年8月30日

お客さまへ

大地みらい信用金庫  
理事長 遠藤修一

## 「後見制度支援預金」の取扱開始について

大地みらい信用金庫は、令和元年9月2日(月)から後見制度を利用される方を対象とした「後見制度支援預金」の取扱いを、下記のとおり開始いたします。

後見制度による支援を受ける方(被後見人)の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人が通常の「成年後見口座」として管理し、残りの通常使用しない金銭を「後見制度支援預金」として家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理するものです。

また、家庭裁判所が発行する指示書に基づいて、口座開設や払戻し等のお手続が行われるため、透明性の高い管理を行うことができます。

制度の概要やご不明な点がございましたら、営業店窓口までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以上

### 記

#### 1. 取扱開始日

令和元年9月2日(月)

#### 2. 商品概要

##### (1) 対象となる方

- ・後見制度を利用して、家庭裁判所から口座開設に係る指示書の交付を受けた方

##### (2) 主な特徴

- ・普通預金での取扱いとなります。
- ・公共料金等の支払いや、年金等の受取りにはご利用いただけません。
- ・後見人が別途管理する被後見人の生活口座を、本預金口座開設店に開設している必要があります。
- ・お取引は、本預金口座開設店に限ります(僚店ではお取引できません)。
- ・キャッシュカードは発行いたしません(ATMではお取引できません)。

以上

